

令和5年12月8日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和5年12月8日（金曜日） 午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第5号 農地改良許可申請について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 河村 清孝 君	3番 丹羽 英治 君
4番 吉田 忠男 君	6番 鶴飼 秀樹 君	7番 林 百恵 君
8番 後藤 信一 君	9番 尾口 文良 君	10番 松永 佳己 君
11番 足立 宜穂 君	12番 後藤 一夫 君	14番 森 種生 君
15番 池田 政吉 君	16番 長尾 始 君	17番 山田 達史 君
18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君	

○欠席委員（2名）

5番 和田 ひとみ 君	13番 亀山 良平 君
-------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君
農林課課長補佐 加藤 大吾 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。
5番 和田委員、13番 亀山委員の2名ですので、ご報告をさせていただきます。
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。
会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

14番 森委員、15番 池田委員のお二人をお願いします。
これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるとい
うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、笠屋公園から南に200mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1,094㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、営農事業を拡大したいという内容になっています。

譲受人は、現在、2反以上の水稻を行っていることを確認しております。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 621㎡。

申請の目的は、共有物分割による持分交換です。

3名の共有名義である農地を、3つの農地を分筆し、それぞれの単独名義としたいという共有物分割を目的としており、3条3番、4番と同時申請されています。

営農計画書については、共有関係を解消するための申請であり、営農実態に変更が無い為、提出を求めています。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 530㎡。

申請の目的は、共有物分割による持分交換です。

共有物分割の申請になり、3条2番、4番の申請と同時申請されています。

2番の案件同様に、営農計画書の提出は求めています。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 492㎡。

申請の目的は、共有物分割による持分交換です。

共有物分割の申請になり、3条2番、3番の申請と同時申請されています。

2番、3番の案件同様に、営農計画書の提出は求めています。

5番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は、東田原公民館から南東に300mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 3,146㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

所有者は、競売により所有権を移転するというもの。

譲受人は、農業経営の拡大のため競落したというものでございます。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から南東に 100 m に位置する
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 604 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、農地を貸借して耕作していたが、農地を取得して本格的に営農したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、各種の露地野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、6 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

1 番から 4 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

1 番の案件は、ほ場整備された場所として、排水等も整備されておりますので、農地性については、問題ないかと思えます。譲受人は地区外の方でしたので、営農計画書をお願いしましたが、確認をできていないので、その点は事務局にお願いしたいと思えます。

2 番から 4 番については、区画整理事業において、共有地の分割がなされるところですが、作業が漏れていたようでして、今回の申請をもって 3 名での分割をしたいということでしたので、特に意見はありません。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。1 番の営農計画書について、事務局、お願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

譲受人の営農状況に確認させていただいたところ、2 反以上の水稻を行っていることが確認できましたので、問題ないと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

5番の案件ですが、競売の場合は、買受適格証明を先に審議するという流れだったと思うのですが、3条でいきなり上げて、審議することになったのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

買受適格証明については、以前総会のほうで許可をいただいたものになっており、その後の競落ということになっております。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は7ページになります。

申請地は、天神公民センターから北東に100mに位置する

登記・現況地目 田 482㎡

登記地目 宅地 現況地目 田 90.48㎡

2筆合計 572.48㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟4戸）でございします。

申請人は、住宅の需要が見込まれる申請地で、アパートを建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、水ノ輪公園から北西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 5.98㎡

登記地目 畑 現況地目 宅地 1.31㎡

2筆合計 7.29㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未滿の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、別宅（庭・駐車場）でございます。

申請人は、本申請地を住宅敷地として利用したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、宅地、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であり、既存施設の1/2以内の拡張であり、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

2番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は9ページになります。

申請地は、平賀公民センターから東に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2筆 247㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、34年前に住宅を建築する目的で申請地を購入し、造成したが建築ができなかったところ、譲受人の要望により譲渡したいというもの。

譲受人は、アパート住まいをされており、住居が手狭になったため一戸建て住宅を建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、雑種地として利用されています。平成元年に農地転用の許可を受け、造成されているが事業が完了しない状態となるため、事業計画変更1番と同時申請になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、大杉公民館から南に600mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 191㎡

登記地目 畑 現況地目 畑 99㎡

2筆合計 290㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、刃物製造販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地で工場を経営しているが工場敷地が手狭であるため、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

昭和45年に住宅敷地として農地転用許可を受けましたが、事業が完了していないため事業計画変更2番と同時許可案件になります。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、稲口グラウンドから東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 290㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、申請地を相続で取得したが、維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、家族が増え現在の住居が手狭になったため、自己用住宅を建築するというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、天神公民センターから西に200mに位置する

登記・現況地目 田 720㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は 13 ページになります。

申請地は、天神公民センターから西に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 3 筆 704 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3 棟）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を分譲地として住宅を建築・販売したいというものでございます。

11 / 14 に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、前山公民センターから南東に 100 m に位置する

登記地目 道路 現況地目 畑 83 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を一般個人住宅の庭として利用したいというものでございます。

11 / 14 に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 15 ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 筆 475 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、高齢になり、農地の維持管理が困難になったため、

譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

11 / 14 に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、山田公民センターから南西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部宅地 2筆 239㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢となり、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在の住居が手狭になったため、中古住宅付で本申請地を買い受け居住したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

9番の案件

議案は7ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、山田公民センターから南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 995.62㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、内科診療所でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地で内科診療所を建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、山田公民センターから南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 959.25㎡。

登記地目 宅地 現況地目 畑 36.69㎡ 3筆合計 995.94㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、学習塾でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地で学習を経営したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

議案は8ページ、位置図は19ページになります。

申請地は、山田公民センターから南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 680.07㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

12番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から北西に400mに位置する

登記・現況地目 畑 40㎡

登記地目 田 現況地目 畑 212㎡ 2筆合計 252㎡

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在、賃貸住宅に住んでおり、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

13番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、森本公民館から西に200mに位置する

登記・現況地目 畑 277㎡

登記地目 畑 現況地目 雑種地 132㎡ 2筆合計 409㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場でございます。

譲渡人は、申請地を相続で取得したが、維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を資材置場として、建築事業者に貸与したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

議案は9ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に600mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 319㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、高齢になり耕作が困難になったため、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在、使用貸人である両親と同居しているが、手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

11/14に現地を確認したところ、一部農地性が無くなっていたため、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、14件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○ 1 番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。2 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○ 2 番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。3 番から 5 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。6 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

登記地目が公衆用道路ということですが、これはどういう経緯からこうなっているのかお尋ねしたいのですが。

○ 農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

平成元年に売買で取得されており、その際に 6 4 - 1 という筆から分筆されており、公衆用道路になったということかは登記情報からは分かりますが、なぜ公衆用道路になったかは現在は分からない状況です。

○ 8 番（後藤 信一 君）

所有者の物ということに間違いはないですね。

○ 農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

字絵図、全部事項証明は提出していただいているので、所有者に間違いはありません。

○ 8 番（後藤 信一 君）

分かりました。意見は特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。7番の案件につきまして、本日欠席されました、亀山委員さんから、特に意見は無いということを伺っております。

8番から11番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特にありませんが、9番、10番、11番については、所有者は同じ敷地で、それを3人で分割して所有するという事ですので、それだけ補足させていただきます。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。

12番から14番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

14番ですが、写真を見てもらうと分かりますが、もう作業に着手してしまっていましたので、市役所に連絡させていただきました。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

現地を確認したところ、一部工事を進んでおりましたので、そのご連絡を取らせていただいて、始末書を提出していただきました。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は10ページ、位置図は23ページになります。

申請地は、平賀公民センターから東に200mに位置する

現況地目 雑種地 2筆 247㎡

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業者は、34年前に住宅を建築する目的で申請地を購入し、造成を行ったが、住宅を建築することが出来ず事業完了していません。

今回、継承者が一戸建て個人住宅を建築するというものです。

5条1番と同時許可案件になります。

2番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、大杉公民館から南に600mに位置する

現況地目 畑 2筆 290㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域である為、第2種農地と考えます。

当初事業者は、住宅の建築を計画していたが、事業を完了されていません。

今回、事業継承者は、申請地の隣地にある刃物製造販売業者であり、同社の駐車場として、利用したいというものです。

5条2番と同時許可案件になります。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第5号 農地改良許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第5号 農地改良許可申請について、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

農地改良許可は、農地に30cm以上の耕作土を盛土し、農地の改良を行うための許可とな

ります。

1 番の案件

議案は 1 1 ページ、位置図は 2 5 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 I C 料金所から南西に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 2 筆 1, 1 3 9 m²

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

申請地を畑地として利用したいが、当該地域は水はけが悪いため、耕作土で嵩上げを行い畑地転換したいというものでございます。

1 1 / 1 4 に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

以上、1 件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域の担当委員から補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

後藤 一夫委員、ございますか。

○1 2 番 （後藤 一夫 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、採決いたします。

第 5 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 5 号は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めるというものです。

議案は、1 2 ページから 3 2 ページになります。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、

農地の賃貸借権や使用貸借権などの、利用権の設定を行うというものです。
使用貸借権設定に関するものについて、
新規が329筆 497,000㎡。
地区は、千疋、植野、側島、保明、武芸川の5地区です。
権利の設定を受ける者は、一般社団法人岐阜県農畜産公社 他でございます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

新規についての面積をもう一度伺ってよろしいですか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

全部で329筆で、面積は497,000㎡になります。

○議長（丹羽 英治 君）

そのほかはよろしいですか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

11月に除外の3件と編入の1件について、今回の総会で再度挙げさせていただくことになっていましたが、編入の1件については、取り下げとなりましたので、除外の3件についてご説明させていただきます。

田原地区、整理番号A-3-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は2ページになります。

関市田原リフレッシュ農園から北に400mの農地 2,751㎡のうちの681㎡になり

ます。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、工場敷地になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

緊急性、転用事業者は仕事量が増え現在の工場だけでは手狭になってきたため新たに工場を建築したい。また、計画中の建物を建築できる十分な面積を確保できることから、申請地を選定した。

代替性、既存工場に接近しており、現在の工場と同等の施設が必要であり、製品を搬出・搬入するための運搬用車両の乗入れスペースも必要であり、他にできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

小瀬地区、整理番号B-4-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は4ページ、位置図は5ページになります。

鮎之瀬グランドから東に300mの農地 1, 121㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、施設施工業貸資材置場・貸駐車場になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

緊急性、転用事業者は現在設備施工業を営んでいるが、事業の拡張のため今回計画をした。

代替性、既存工場に接近しており、時間帯により車両の出入りが頻繁になることを想定して、住宅密集地でないことを含めて検討した結果、他にできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

千疋地区、整理番号C-3-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は7ページ、位置図は8ページになります。

植野公民館から北に300mの農地 2, 810㎡になります。

農地の区分は、住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地
転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される農地法の許可基準について、
転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

緊急性、一般個人住宅（自家用倉庫・駐車場・庭）及び個人事業ゴルフ練習場の建設を計画しました。植野地内の漁業組合に所属しており、地元の人とバーベキューをすることや自家用車を置くスペースとして駐車場を新設する。

代替地、生活の拠点になるため、申請地に面する道路は車両の出入りでき、車両の行き来が滞り無く行える広さが必要であり、他にできる場所はなかった。

水路端の農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

以上、3件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第7号の除外3件について、順に採決いたします。

A-3-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号 A-3-1は「意見無し」と回答することに決しました。

B-4-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号 A-4-3は「意見無し」と回答することに決しました。

C-3-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第7号 C-3-1は「意見無し」と回答することに決しました。

○1番（安田 美雄 君）

2号の検討結果が漏れておりますが、なぜ外してあるのでしょうか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

今年の4月から地域計画が令和7年3月までに策定するとなっておりまして、5要件から6要件になっております。地域計画がまだ策定されていないため、2号を飛ばした5要件になっております。地域計画が策定され次第、6要件になります。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

この後、10時45分から大会議室で合同会議を行いますので、宜しくお願い致します。

次回の農業委員会総会は、令和6年1月9日（火） 午前9時30分より

関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

14番

印

15番

印